

## 《単位互換提供科目詳細（シラバス）》

\* 科目 No. 2905

## 科目概要記入欄

1. 開設大学名	島根県立大学		科目開講 キャンパス	浜田キャンパス		
2. 科目名	正式科目名	商法			クラス名	
	副題				配当年次	3、4年
	旧科目名					
	学問分野	番号	21	名称		
	サテライトで開講される科目の科目群			A群	B群	
3. 担当教員名	王 姝文					
4. 単位数	2単位		5. 開講学期	春学期（集中講義）		
6. 開講期間 曜日・時間	2019年 9月 22日（日）～ 2019年 9月 25日（水） 日～水曜日 9:00～18:00					
個別開講日	1回目 /	2回目 /	3回目 /	4回目 /	5回目 /	6回目 /
	7回目 /	8回目 /	9回目 /	10回目 /	11回目 /	12回目 /
	13回目 /	14回目 /	15回目 /	16回目 /	試験日	/
7. 基礎知識の有無	1. 「基礎知識を必要とする科目」 ( ) 2. 「基礎知識を必要としない科目」					
8. 募集人数 (総授業定員)	5人 ( )人		9. 定員超過時の 選考方法	書類選考		

10. 科目内容・授業計画	<p>商法を勉強することは、企業に関するルールを勉強することです。企業とは、資本主義経済において、継続的・計画的に営利を実現する経済的単位であると定義できます。商法すなわち企業法の分野では、各種の企業法を取り巻く諸法規のうち、会社法が最も大きな比重を占めています。それは、変動の激しい経済社会における企業活動の担い手として、会社形態が中心となっているからです。従来、会社の法規定は、商法典の中に規定されていましたが、平成 17 年に会社法の規定は、商法典から独立しました。</p> <p>現代の企業活動を法的に理解するためには、その基本となる共同企業形態である会社の組織・取引の仕組みを勉強する必要があります。</p> <p><b>【到達目標】</b> この講義では、商法とりわけ会社法の諸制度を正確に理解した上で、基礎的知識を自分の言葉で説明できることが目標となります。また、卒業後、企業に就職することを目指している学生たちには、ビジネス社会における法の支配の現状と課題を、正確に理解できることが目標です。</p> <p>第 1 回 法秩序における商法の役割 法律の役割分担・商法の役割・企業における法規制の必要性・会社法の基礎理論</p> <p>第 2 回 会社法制の現代化 企業の社会的責任・会社法における規制緩和・会社法における規制緩和を可能にする社会要因</p> <p>第 3 回 株式会社の設立① 資本充実の原則・株式会社の機関</p> <p>第 4 回 株式会社の設立② 日本における株式会社形態の問題点・株式会社の設立・株式会社設立の手続</p> <p>第 5 回～第 7 回 株式会社の機関構成（監査役設置会社） 所有と経営の分離・監査役設置会社の機関システム・経営者支配の問題点と改善</p> <p>第 8 回～第 9 回 株式会社の機関構成（指名委員会等設置会社） 指名委員会等設置会社の機関システム・指名委員会等設置会社の実務上の運用・日本型とアメリカ標準型機関システム</p> <p>第 10 回 株式会社の新たな機関構成（監査等委員会設置会社） 監査等委員会設置会社の立法経緯・監査等委員会設置会社の機関システム</p> <p>第 11 回 役員の義務と責任① 役員の義務と責任・忠実義務の意義・競業禁止義務の意義</p> <p>第 12 回 役員の義務と責任② 経営責任・会社に対する損害賠償責任・株主代表訴訟・第三者に対する損害賠償責任</p> <p>第 13 回 資金調達 資金調達の方法・迅速性に対する法的保障・多様性に対する法的保障・既存株主の利益の保護・新株発行無効の訴え/投下資本の回収・特別支配株主の株式等売渡請求権</p> <p>第 14 回 企業買収 企業買収の目的と方法・友好的買収と敵対的買収・企業買収に対する防衛手段</p> <p>第 15 回 企業再編 企業再編の意味と必要性・親子会社・純粋持株会社の機関構成</p>		
11. 試験・評価方法	出席状況（20 点）、授業での取り組み（10 点）、期末試験（70 点）の 100 点満点で評価し、60 点以上を合格とします。		
12. 別途負担費用			
13. その他特記事項	授業中に私語と携帯電話の使用を禁止します。		
14. サテライト科目の社会人受講について	科目等履修生（単位付与）として受け入れ	可	否
	聴講生（単位認定不要）として受け入れ	可	否